令和８年１０月定例会

教 育 長 報 告

久喜市教育委員会

資　料　目　次

ア　久喜市議会令和８年９月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

イ　久喜市議会令和８年９月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

ウ　久喜市立小・中・義務教育学校におけるカスタマー・ハラスメントの防止等に関する要項について・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

ア　久喜市議会令和８年９月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について

発言番号　１－１	田村　栄子　議員	４　紙の教科書や辞書を重視する教育を

《質問の要旨》

（１）国がデジタル教科書導入を決定したことを受け、本市として紙の教科書の教育価値をどのように評価し、今後の活用方針をどのように考えているか。

（２）紙の教科書や紙の辞書を用いた学習が子どもの思考力・言語理解に寄与する点について、教育委員会としてどのように認識しているか。

（３）日本語の特性や書写・書道（習字）の文化的価値を踏まえ、手書きの学習機会を確保するための具体的な取組を今後どのように進めていく考えか、伺う。

【答弁原稿】

大項目４のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、（１）と（２）は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

本年６月、紙とデジタルのそれぞれの良さを生かした教科書づくりを可能とする「学校教育法の一部を改正する法律案」が国会で可決され成立しました。今回の制度改正について文部科学省は、デジタル化自体を目的とするものではなく、これまで紙だけに認められていた教科書にデジタルを取り入れて作成することを可能とすることにより、子どもたちの学びの質を高めていくことが目的であると述べています。

本市では従来から、紙の教科書は古い媒体ではなく、深い思考や記憶を支えるインターフェースとして重要な役割を担うものと評価しており、英語のネイティブ音声などデジタルの良さを活かし、紙の教科書はもとより辞書等も活用しながら思考力や言語力を高めるハイブリットな学びがスタンダードになると考えてまいりました。

この考え方に基づき、紙とデジタルのそれぞれの良さを踏まえ、現場の教職員はもとより、児童生徒や保護者の意見等もお聞きしながら、３年後に予定されている教科書採択に臨みたいと考えています。

次に、（３）でございます。

言葉は文化の中核であり、日本語は繊細で奥深い表現力を有し、書写・書道は芸術としても大変価値のある我が国の誇りであります。生成ＡＩによる言語生成が広まる昨今でございますが、感情や情景を内包する日本語のもつ奥深さは一層価値を高めていくとともに、言葉の吟味をしたり、自らの考えや他者との意思を言葉として形づくったりする人間ならではの言語能力は、より重要性を増していくものと捉えております。

本市では、これまでも文字認識や運動機能等の発達を考慮し、小学校低学年では手書きを優先し、基礎が固まった段階で効率的なデジタルと組合せた学びを進めてまいりました。引き続き、手で書くことをとおして日本語の奥深さや美しさに触れる時間も十分確保しつつ、児童生徒一人一人に適した学び方が包摂される個別最適な学びを推進してまいります。

発言番号　１－２	山田　正義　議員	２　食育基本法改正を踏まえた市の食育推進について

《質問の要旨》

（２）学校教育における「食と農」の学びの充実について

ア　現在、市内小中学校において、田植え、稲刈り、野菜栽培、農家との交流など、農業を体験する教育はどの程度実施されているか。

イ　農業者、ＪＡ、地域団体などと連携して、農業や食料生産を体験できるような「久喜市版食農教育」を充実させてはどうか。

（４）久喜市産農産物を活用した地産地消の一層の推進について

ア　学校給食における久喜市産農産物の現在の使用状況、使用割合はどのようになっているのか伺う。

イ　学校給食を単に「地元の農産物を食べる場」とするだけでなく、生産者の顔や農産物が作られる過程を児童生徒に伝えるなど、「食べること」と「農業を学ぶこと」を一体化した取組みを進めてはどうか伺う。

【答弁原稿】

大項目２の（２）及び（４）のア、イのご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、（２）のアでございます。

市内小学校および義務教育学校前期課程においては、全校が生活科や理科、総合的な学習の時間等においてミニトマトやナス、ピーマン、サツマイモなどの農作物を栽培しております。

また、小林小学校、栗橋小学校、清久小学校では、地域の農家から水田を提供していただき、指導をいただきながら田植えから収穫までの、稲作体験をさせていただいております。

また、久喜小学校、本町小学校、久喜北小学校、青葉小学校につきましては、敷地内に田を設置して稲作を行っております。

中学校・義務教育学校後期課程につきましては、技術・家庭科の学習において、産業における生物育成の技術の学習の一環として、ラディッシュやミニトマトなどの栽培を行っております。

その他、総合的な学習の時間や理科、特別支援学級の生活単元等において、じゃがいもやさつまいも、大根など野菜の栽培をしている学校もございます。

次に、イでございます。

これまでも、多くの学校が地域の農業従事者、ＪＡ、学校応援団をはじめとする地域住民の支援のもと、農業体験を実施し、食を支える農業への理解を深めてきましたが、地域の農家や学校応援団の高齢化に伴い、農業体験を指導してくださる方や栽培する田畑の確保が難しくなっている現状がございます。

しかし、農業体験は子どもたちにとって重要な学びであると認識しておりますことから、今後持続的に豊かな農業体験を提供できるよう、関係機関に協力依頼をしてまいります。

次に、（４）のアでございます。

学校給食センターでは、学校給食における地産地消の推進のため、ＪＡ南彩や農業法人と連携して、年間を通じて久喜市産農産物の安定的な受け入れに努めております。

学校給食における久喜市産農産物の令和７年度の使用割合につきましては、２４．９％となっております。

今後も、関係機関と連携し、久喜市産農産物の活用に努めてまいります。

次に、イでございます。

学校給食の実施と合わせて農業に関する学習を行うことは、児童生徒の食育を推進するうえで、大変、意義があるものと考

えております。
　こうした中、令和７年度におきましては、市内の米生産者の協力により、地域の児童による稲刈り体験を実施するとともに、収穫された米を学校給食で提供する取組みを行ったところでございます。
　また、その米を給食時間において喫食する際に、児童が稲刈り体験を通して学んだことをまとめた動画を、市内全・小中学校の各クラスで視聴したところ、「児童生徒が興味深く動画を視聴していた」、「いつもよりごはんが美味しいという児童生徒が多くいた」などの感想が、各学校から寄せられたところです。
　これらの取組みを通じて、児童生徒にとって学校給食や農業についての関心が高まったものと認識しております。
　今後におきましても、このような取組みを継続し、学校給食を通じた農業に関する学びの機会を提供してまいります。

発言番号　１－４	福井　奈穂美　議員	２　菖蒲地区小学校５校の統合及び学校跡地の取扱いについて

《質問の要旨》
（１）統合後の学校づくりについて伺う。
　ア　小学校５校と菖蒲中学校を統合する案と、小学校５校を１校に統合する案では、目指す教育目的及び教育内容にどのような違いがあるのか伺う。
　イ　統合の方法、学校の場所、通学方法、教育内容及び新しい学校へ引き継ぐ各校の特色について、児童及び保護者の意見を、いつ、どのような方法で聞き、検討結果へ反映するのか伺う。
（２）学校ごとの価値と地域機能や跡地方針の決定手続について伺う。
　ア　５校それぞれの歴史、特色及び地域での役割をどのように調査し、跡地方針へ反映するのか伺う。

【答弁原稿】
　大項目２の（１）及び（２）のアについてご答弁申し上げます。
　はじめに、（１）のアでございます。

小学校５校と菖蒲中学校を統合する案につきましては、義務教育学校として、小学校と中学校の９年間を一体的に捉え、学びと育ちの連続性を重視した教育を行うものでございます。

この場合、１人の校長のもと、小中学校の教職員が連携し、児童生徒の発達段階に応じた学習指導や生徒指導を進め、いわゆる「中１ギャップ」が起こりにくくなるものでございます。

一方、小学校５校を１校に統合する案につきましては、現行の小学校としての教育を基本としながら、一定の集団規模を確保し、多様な考え方に触れながら学び合う教育環境を整えるものでございます。

このことにより、これまで小規模校では体験できなかった学習活動が可能となります。

次に、イでございます。

保護者からのご意見等につきましては、現在行っております地域住民を対象としたアンケート調査及び本年１２月頃に予定している地元説明会において、広く伺う予定でございます。

説明会などでいただいたご意見等につきましては、「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会」に報告し、統合の方法や新しい学校の位置など、基本的な方向性について、ご審議いただきたいと考えております。

次に、（２）のアでございます。

各学校には、それぞれに歴史や特色があり、また、施設においては、様々な役割を担っております。

このようなことから、跡地の活用については、地域の実情を踏まえた対応が必要であると考えております。

今後、統合の方針が決定した場合には、機会をとらえて、地域住民、保護者及び学校関係者からご意見を伺い、跡地利用を検討する際の参考にしてまいりたいと考えております。

発言番号　２－２	宮崎　あき　議員	１　「久喜市財政緊急対策・再建宣言」について

《質問の要旨》

（４）学校施設の安全対策や環境整備をどのように取り組んでいくのか、市の決意を伺う。

【答弁原稿】

大項目１の（４）のご質問に対してご答弁申し上げます。

学校施設の安全対策や環境整備につきましては、優先的に取り組むべきものと考えており、令和９年度には、改修が必要な全ての小・中・義務教育学校の外壁改修工事と屋上防水改修工事を完了させる予定となっております。

また、小学校の屋内運動場への空調設備の整備に加え、トイレの洋式化につきましても順次取り組んでいるところでございます。

今後も、引き続き、児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、安全対策や環境整備を確実に実施し、良好な教育環境の確保に努めてまいります。

発言番号　２－２	宮崎　あき　議員	３　高齢者大学の魅力発信と入学者増加策を

《質問の要旨》

（１）「学びの場」という案内では受講に対する心理的ハードルが高く感じられるため、高齢者大学で得られる健康寿命の延伸（認知症・介護予防等）や卒業後に地域活動へつながる「役割と居場所の獲得」といった具体的なメリットを募集時に分かりやすく打ち出すべきだが、いかがか。

（２）市が把握している受講者の情報入手経路は、「広報くき」「口コミ」「ポスター・チラシといったアナログな手段が上位を占めている。公共施設や医療機関、地域の集会所など、高齢者が頻繁に訪れる場所へ、伝わりやすいポスター・チラシを重点配置することは可能か。

（３）「口コミ」を意図的に広げるため、自治会や地域のサロン、民生委員などの既存地域ネットワークを活用し、ダイレクトな情報提供や働きかけを行うことが効果的と考える。いかがか。

（４）高齢者大学の魅力をよく知っているのは卒業生である。卒業時に周囲への周知協力を呼びかけたり、友人・知人に渡せる「紹介用チラシ」を配布するなど、卒業生をきっかけとした口コミの輪を広げる仕組みを取り入れるべきと考えるが、いかがか。

【答弁原稿】

大項目３のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、（１）でございます。

高齢者大学の入学者増加のためには、だれもが参加しやすい講座であることや具体的なメリットを周知することが重要と考えております。

令和８年度の入学募集案内のチラシには、趣味活動や社会参加を通じた仲間づくりを目的としていることに加え、新たに、在学生の生の声を掲載することで、積極的な入学を促す内容としたところでございます。

引き続き、多くの皆様に興味・関心を持っていただけるよう、「心や体の健康」「食生活と体力づくり」といった健康寿命の延伸に関わる高齢者大学での講座を紹介するなど、案内内容の充実に努めてまいります。

次に、（２）でございます。

入学募集案内のチラシやポスターにつきましては、市内の公共施設のほか、商業施設や駅などにおいても掲示を依頼しているところでございます。

今後におきましては、高齢者大学の魅力を広く市民の皆様に知っていただくため、医療機関や地域の集会所など、より効果的な場所へのポスター掲示を検討してまいります。

次に、（３）でございます。

入学の募集にあたりましては、ポスター掲示やチラシの配架だけでなく、「口コミ」によって高齢者大学の情報が、人づてに伝わることも重要であると考えております。

このため、現在は、シルバー人材センターの入所希望者向け説明会や自治会の会議など様々な機会を捉えて説明の時間をいただき、入学募集案内チラシを直接配布する取り組みを行っているところです。

今後も、既存のネットワークを通じた、更なる周知について検討してまいります。

次に、（４）でございます。

高齢者大学の卒業生で組織されている高齢者大学校友会の皆様には、毎年、入学募集案内のチラシの配布にご協力をいただいております。

令和８年度の入学募集案内の周知にあたりましては、会員６０７人の皆様に依頼し、合計１，５００枚のチラシを配布していただいたところでございます。

今後におきましても、在校生・卒業生をはじめ、関係各位の協力をいただきながら、様々な方法により高齢者大学の魅力をお伝えし、入学者の増加に努めてまいります。

発言番号　２－３	瀬川　泰祐　議員	３　防災教育の充実と実践的な防災訓練について

《質問の要旨》

（１）栗橋西小学校の取組をどのように評価しているのか。また、危機管理監等の専門人材と連携した実践的な防災教育を、市内の小中学校へ広げていく考えはあるか伺う。

【答弁原稿】

大項目３の（１）のご質問に対してご答弁申し上げます。

栗橋西小学校は全国に先駆け、ＳＤＧｓ実現のための教育「ＥＳＤ」の推進に取組み、令和２年にはＥＳＤ大賞を、そして令和４年にはユネスコ・スクールに認定されています。

地域防災もその一環で、近くに利根川、中川があることを踏まえ、子どもたち自身が当事者意識を持って災害と向き合うこと、市の危機管理監や地域の方々と連携して防災意識を高めることに取り組んでまいりました。災害時の食事や避難所で必要になるものなどを探究的に学習し、その成果を保護者や地域の皆様に発表し、そこでの意見をもとに更に改良するという実践も行っています。

これらの取組は、防災教育の要である「命を守るため主体的に行動する能力」の育成や、「家庭・地域の防災力向上」にも有効であり高く評価しています。

これまでも研究発表など様々な機会を通して各学校で共有し、市の危機管理監と連携した防災教育は、昨年度８校で年間３０回に及んでいます。

災害が頻繁に発生する昨今でございますので、今後も防災の専門家や地域の皆様と連携した実践的な防災教育の推進に一層努めてまいります。

発言番号　２－４	大橋　きよみ　議員	３　社会保障教育の充実と「社会保障ゲーム」の活用について

《質問の要旨》

（１）本市では、中学生が卒業するまでに、社会保障制度や相談先について学ぶ機会をどのように設けているか伺う。

（２）将来、困難に直面したときに一人で抱え込まず、必要な支援につながる力を身に付けるため、社会保障について体験的に学ぶ機会を設けるべきと考えるが、見解を伺う。

（３）その具体的な取組として、スクールソーシャルワーカーや地域の支援職とも連携し、中学卒業までに一度は「社会保障ゲーム」を体験する機会を設けてはいかがか。見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目３のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、（１）でございます。

病気や怪我、失業、老後、介護など人生の困難に備えるため、日本の社会保障制度の仕組みや意義、活用方法を学ぶ社会保障教育については、小学校社会科で「政治と生活の結びつき」の学習の中で、自分たちの生活が税金や社会保障など政治のはたらきによって支えられていることなどを学習しています。

また、中学校社会科（公民的分野）の授業では、少子高齢化が進む日本社会において、社会保険の仕組みや、公的扶助、社会福祉、公衆衛生といった社会保障の機能や意義、役割などを学んでいます。

社会保障制度は「申請主義」のものが多いため、児童生徒が将来、制度や相談先を知らないことで必要な支援を受けられないリスクを防ぐためにも必要な教育と考えます。

次に、（２）でございます。

大橋議員お話のように、厚生労働省等も社会保障教育に力を入れており、中学生・高校生向けのロールプレイング教材や動画コンテンツなど体験的に学べる教材を提供しています。

「社会保障ゲーム」はＮＰＯ法人が開発した有償のボードゲームで、参加者が異なる年齢・職業・家族構成をもつキャラクターになりきり、病気や失業といった「人生のピンチ」に直面した際、どの社会保障制度や相談窓口を使えば解決できるかを考える教材です。

単なる知識にとどまらず、「トラブルに直面したときに、自分や身近な人を守る知恵」として有効な教材の一つとして考えておりますので、各校に紹介してまいります。

次に、（３）でございます。

スクールソーシャルワーカーや社会福祉士、民生児童委員の方々を学校に招き「社会保障ゲーム」等の教材を活用する取組は、教育効果を高める上でも、また地域のセーフティーネットを強固にする観点からも有効な取組と考えます。

単なる「カードゲームによる疑似体験」にとどまらず、専門職の知見や地域で活躍する方の実践が組み合わされることで、実在する「相談先」を具体的にイメージすることや、早期に予防的アプローチをすることができるなど様々な相乗効果が得られると考えます。それぞれの中学校区において、卒業までに一度は体験する機会を設けられるか検討していただこうと考えています。

発言番号　３－４	平岡　りえ　議員	３　通学路の安全対策について

《質問の要旨》

（１）市内の通学路について、状況をどのように把握しているのか。学校や保護者、地域住民などから寄せられた通学路の安全に関する情報や要望をどのように集約し対応につなげているのか伺う。

（３）市では、学校と保護者で通学路の点検を行ったものをどのように反映し、すぐに整備しているのか伺う。

【答弁原稿】

大項目３の（１）及び（３）のご質問に対してご答弁申し上げます。

なお、（１）と（３）は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

通学路の危険箇所につきましては、毎年度、市内小中学校及び義務教育学校から、通学路において特に注意を要する箇所や道路標示の不具合箇所をまとめた「通学路危険箇所一覧」を提出していただいているところでございます。

この「通学路危険箇所一覧」は、危険箇所を把握する上で重要な資料となりますことから、教育委員会において情報を集約し、通学路図とともに庁内関係部署に配布することにより、危険箇所の情報共有化を図っているところでございます。

また、年度途中においても、学校からの連絡により、保護者等から新たな危険個所の情報や改善要望等があった場合には、その都度、教育委員会の担当者が速やかに現地を確認し、関係部署と協議しながら、必要な安全対策を講じております。

今後も、学校及び庁内関係部署との連携を図りながら、通学路の危険箇所の把握と改善につなげ、児童生徒が安全に登下校できる環境の確保に努めてまいります。

発言番号　３－５	むらまつ　健太　議員	１　学校給食を通じた食育の推進について

《質問の要旨》

（１）ア　学校給食時における座席配置及び会話の現状について伺う。

　　イ　学校給食を共食の機会として位置づけ、給食時の環境を改善すべきと考えるが見解を伺う。

　　ウ　保護者が学校において児童生徒とともに給食を試食する機会を設けるべきと考えるが見解を伺う。

（２）ア　給食の残菜の状況及びその要因の分析について伺う。

　　イ　残菜の削減に向けた数値目標を設定し、計画的に取り組むべきと考えるが見解を伺う。

（３）給食の時間における献立の食材、産地、栄誉、調理法等の説明内容及び児童生徒への伝達方法の現状を伺う。

（４）児童生徒が食品表示や栄養成分表示を実際に読み取り、自ら食品を選択する力を育てる授業を実施すべきと考えるが見解を伺う。

（５）栄養教諭及び学校栄養職員の配置状況並びに食に関する指導の実施回数について伺う。

【答弁原稿】

大項目１のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、（１）のアでございます。

コロナ禍においては、感染症拡大防止のため、机を離して黙食を実施しておりましたが、現在は、市内すべての小・中学校及び義務教育学校において、机を向かい合わせるなどして楽しく会話をしながら食事をしております。

次に、イでございます。

自由に会話をしながら食事をすることは、心身の健康と豊かな人間形成に寄与するとともに、社会性や協調性を育むうえで、重要なことであると認識しております。

一方で、学校給食は教育活動の一環として位置づけられており、児童生徒の発達段階に合わせた指導が必要であることから、学校給食における共食のあり方については、各学校が児童生徒の状況に合わせ、柔軟かつ適切に行うことが望ましいと考えているところでございます。

次に、ウでございます。

一部の小学校においては、保護者が子どもたちとともに、給食を一緒に食べる機会を設けている学校があることは把握しております。このような取り組みにつきましては、学校独自の活動の一環として行われておりますが、子どもや参加した保護者から好評であったことから、特色ある取り組みの一つとして紹介してまいります。

次に、（２）のアでございます。

令和７年度における残滓の割合につきましては、年間で約１２．１％でございました。

残滓の主な発生要因につきましては、「児童生徒の苦手な食べ物があったこと」や、「喫食時間が不足していたこと」などがあげられます。

次に、イでございます。

本市では、児童生徒が様々な食文化に触れ、豊かな人間形成につながるよう、郷土料理や伝統的な行事食を積極的に取り入

れるとともに、栄養バランスの取れた献立を提供しているところでございます。
学校給食は、成長期にある児童生徒が食に関する正しい知識と食べ物の好き嫌いにとらわれない望ましい食習慣を身に付けることが重要であり、これまで学校では、一口だけ挑戦する「一口チャレンジ」や、配膳時に自分で量を減らす「事前調整」を取り入れ、望ましい食習慣の習得や残滓の削減に努めてまいりました。
無理な摂食は、健康被害や心理面の懸念等がありますことから、残滓率を数値目標として設定することにつきましては、様々な面からの検討が必要と考えております。
次に、（３）でございます。
給食時間における児童生徒への献立の説明内容につきましては、献立を作成した意図やねらい、旬を迎えた食材やその特徴などについて紹介しております。また、地場産食材を使用する際には、久喜市産であることを伝えるなど、児童生徒が献立に興味を持って喫食できるよう、情報提供に努めております。
伝達方法につきましては、学校給食センターの栄養士が、放送用原稿を作成したものを各学校に配布し、給食時間に校内放送を活用して伝えているところでございます。
次に、（４）でございます。
児童生徒が自ら食品表示や栄養成分表示を正しく理解し、自身の健康状態や目的にあわせて適切に食品を選択する力を養うことは、生涯にわたる健康維持や生活習慣病予防の観点から重要であると認識しております。
各学校では、小学校の家庭科や中学校の技術・家庭科の授業の中で、学校給食を身近な題材の一つとして、食品表示や栄養成分表示に基づき自ら適切な食品を選択する力を含め、日常の食事の役割や栄養バランス、調理の基礎等を学んでおります。
今後も、学校給食を活用した取組を引き続き実施して、本市の食育を一層推進してまいります。
次に、（５）でございます。
本市に勤務する栄養教諭は３名、市職員である学校栄養職員は７名でございます。
栄養教諭等により、令和７年度に実施した、食に関する指導につきましては、小学校で２１校、中学校で６校で実施し、回数は、延べ１６８回でございます。

発言番号　３－５	むらまつ　健太　議員	２　体験と連携による食育の推進について

《質問の要旨》

（１）彩の国みどりの学校ファームをはじめとする農業体験について、収穫物の活用状況、指導体制及び学校給食との連携を含め、市として把握している内容を伺う。

（２）生産者を招いた給食など　生産者と児童生徒が直接触れ合う取り組みの実施状況について、実施校数を含め市として把握している内容を伺う。

（３）ア　日本栄養大学との包括連携協定の現状及び実施した事業の実情について伺う。

【答弁原稿】

次に、大項目２のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、（１）でございます。

本市の小中学校及び義務教育学校では、全校で理科や生活科、技術・家庭科、総合的な学習の時間等に、農業体験を行っています。ナスやきゅうりをはじめとする収穫物につきましては、自宅へ持ち帰り、家族へ収穫の喜びを伝えたり、学校で調理をして喫食したり、収穫物を使った制作をしたりするなど、学校の実態に応じた活用をしております。

これら農業体験の指導については、２７校が地域の農家、学校応援団、ＪＡ等の協力を得て実施しております。

また、学校給食との連携につきましては、栄養教諭による栄養指導の中で、農産物と学校給食の関りについて学習しています。他にも、米生産者のご協力のもと、児童が稲刈り体験をした米を学校給食で提供するとともに、その取組動画を市内全校で視聴・活用するなど食育の推進を図っております。

次に、（２）でございます。

生産者と児童生徒が直接触れ合う取り組みの状況につきましては、市内小中学校及び義務教育学校において、令和７年度は、１２校が実施し、令和８年度は、１４校が実施または実施予定でございます。

取り組みの主な内容といたしましては、児童生徒が農園を訪問し、実際に、梨や米、イチゴの生産現場を見学しながら、栽

培過程について生産者から説明を受けたほか、生産者に来校していただき、苗植えや間引き、収穫方法などについて直接、ご指導いただいたところでございます。

また、菖蒲小学校では、令和７年度に、児童が生産者の水田で稲刈り体験を行い、収穫した米を給食のご飯として市内全小中学校に提供し、当日は、菖蒲小学校の児童と生産者が一緒に給食を食べる取り組みも行ったところでございます。

次に、（３）のアでございます。

これまでに、包括連携協定を活用して行った事業につきましては、令和５年度に実施した学校給食献立開発事業の１件でございます。

内容といたしましては、栄養士や栄養教諭を目指す日本栄養大学（当時は女子栄養大学）の学生と協働で久喜市産農産物を取り入れた特色のある新たな学校給食献立の開発をおこない、学校給食で実際に提供したものでございます。

発言番号　３－５	むらまつ　健太　議員	３　共食の推進と成人期の食育について

《質問の要旨》

（２）共食の割合が低い中学生に対し、本人に直接届く取組みを実施すべきと考えるが見解を伺う。

【答弁原稿】

次に、（２）でございます。

共食の割合が低い中学生に対し、学校では、生徒に向けて「早寝・早起き・朝ごはん」を推進し、生活リズムを整えて家族と一緒に朝食をとるよう指導を行っております。

併せて、家庭科の授業において、食卓を囲む意義についても指導を行い、生徒自らが家庭での共食について考えるきっかけとなるよう、意識づけを図っております。

一方で、共食の推進につきましては、生徒本人だけでは解決できない課題であることから、中学校の保健だよりの発行等を通じ、保護者に対しても、共食の重要性に触れ、家族で一緒に食事をとっていただくようお願いしております。

引き続き、学校の協力を得ながら、共食の推進に向けた啓発の充実に努めてまいります。

発言番号　３－７	杉山　鎮夫　議員	３　教育環境等の維持管理について

《質問の要旨》

（１）各学校におけるＰＴＡ等の環境整備等の実施状況について、実態を把握しているか伺う。

（２）教育環境の整備に必要とする事業や予算について、どのように要望を聴取・把握し、予算化や配分をしているのか伺う。

（３）各学校の樹木におけるクビアカツヤカミキリの生息状況をどのように把握しているか。

（４）各学校が必要とする維持管理や教育環境整備について実態を調査・把握し、市が担うべき必要な事業を実施すべきと考えるが、見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目３のご質問に対してご答弁申し上げます。

はじめに、（１）でございます。

各学校におけるＰＴＡ等の環境整備等の実施状況につきましては、同団体が任意団体であり、自主的に独自の活動を行っておりますことから、その内容については、例えば、ウォーターサーバーの設置など、一部の状況については把握しておりますが、全てについては把握していないところでございます。

次に、（２）でございます。

学校施設の維持管理や教育環境の整備につきましては、各学校から予算要求時に提出される要望や、日常的に学校から寄せられる修繕の相談などにおいて状況を把握しているところでございます。

これらの要望等につきましては、施設・設備の劣化状況、教育活動への影響、緊急性などを総合的に勘案し、優先順位を定めた上で、必要な予算の確保に努めております。

また、学校運営に必要となる経常的な経費につきましては、児童生徒数等の学校規模等を踏まえて、学校ごとに予算化されております。

次に、（３）でございます。

学校の樹木管理につきましては、教職員による日常点検や、市職員による個別確認の他、年に１度の総点検を実施しており、その際に、併せてクビアカツヤカミキリによる被害状況を確認しているところでございます。

次に、（４）でございます。

教育委員会では、これまで、学校の施設・設備などの教育環境についての状況把握に努めるとともに、学校教育法及び地方財政法に基づき、学校の運営や施設の維持管理の費用について、適切に対応してきたところでございます。

今後も、各学校の施設・設備の状況を適切に把握し、児童生徒のより良い教育環境の整備に努めてまいります。

発言番号　３－７	杉山　鎮夫　議員	４　歴史的建造物等の防火対策について

《質問の要旨》

（１）市内の指定及び登録文化財である神社・仏閣等の建造物の件を伺う。

（２）防火対策の現状をどのように把握しているか伺う。

（３）防火・防災対策の充実について今後の市の考えを問う。

【答弁原稿】

次に、大項目４のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、（１）でございます。

市内の指定文化財及び登録文化財のうち、神社・仏閣等の建造物につきましては、菖蒲地区にある下新堀久伊豆神社本殿の１件でございます。

次に、（２）でございます。

市内の指定文化財及び登録文化財である歴史的建造物の防火対策の現状につきましては、所有者等に直接確認して把握しております。

また、建造物以外の文化財につきましては、防火対策の把握はしておりませんが、防火意識を高めてもらうため、毎年１月２６日の文化財防火デーの時期に、各文化財の所有者等に対しまして、消防設備の点検や可燃物の除却等の注意喚起の通知をしているところです。

次に、（３）でございます。

歴史的に貴重な文化財につきましては、将来にわたり保存・継承していく必要があることから、今後も引き続き、文化財の所有者等と連携を密にしながら、防火・防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

発言番号　４－３	井上　忠昭　議員	２　災害対策について

《質問の要旨》

（３）東京都北区の小学校火災を教訓にした避難訓練について

ア　救助袋を使った避難訓練の実施校は何校か伺う。

イ　学校施設に配置されている救助袋は斜降式と垂直式のいずれかを伺う。また、それぞれの特徴を踏まえて配置されているかも伺う。

ウ　業者による定期点検の際に教職員が防火設備の使い方を反復練習することの意義と、教職員の定期的な防火設備や避難器具の確認の重要性について伺う。

エ　科学的根拠に基づいた煙の流れや空気との反応を踏まえた訓練などの、起こりうる状況に合わせた訓練の必要性について伺う。

【答弁原稿】

大項目２の（３）のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、アでございます。

６月１９日に発生した東京都北区の小学校火災を受け、教育委員会では、救助袋を使った避難訓練及び屋内消火栓を使用した訓練が近年あまり行われていないことを把握したことから、まずは、各学校の管理職及び安全教育担当教員に対する研修を７月８日に、埼玉東部消防組合の指導のもとに実施しました。これを受け、各学校では２学期以降、救助袋が設置されている学校において避難訓練や研修会等を計画的に実施してまいります。

次に、イでございます。

学校施設の救助袋につきましては、各方式の特徴や施設の状況を踏まえ、建築当時の設計者の考えに基づき、斜降式と垂直式のいずれかが設置されております。

次に、ウでございます。

学校の防災設備は、非常時に適切に使用できるようにしておくことが重要です。東部消防組合の消防士等の指導による避難訓練や研修等を実施している学校もありますが、その機会には限りがあるのが現実です。

そこで井上議員ご提案のように、専門業者による「消防点検」に教職員が立ち会い、救助袋や屋内消火栓等の消防設備の使い方を学ぶ機会とすることは有効と考えます。

また、学校では、法令に基づき、毎学期１回以上、教職員による「安全点検」を実施していますが、その際防火シャッターや防火扉などの防火設備や救助袋などの消防設備について、日頃から防災の視点を持って位置や状況を確認することが重要と考えますので、実施について校長会等で依頼してまいります。

次に、エでございます。

各学校では、東部消防組合と連携し、消防士の指導のもと、実践的な活動を取り入れた避難訓練を実施しています。

しかし、形式的な訓練になりがちな側面もあることから、災害科学や人間行動学、建築空間学などの知見を活用し、例えば、火災の際に避難を阻む最大要因が「有毒ガスと煙の充満速度」にあることを踏まえた避難訓練などを実施することは重要と考えます。

想定外の災害に対しても、児童生徒が状況に応じた的確な避難行動ができるよう、各学校の「安全計画」を見直し、専門機関との連携を強化して、科学的知見を取り入れた避難訓練の実施について指導してまいります。

発言番号　４－６	猪股　和雄　議員	４　中学生の学校給食費無償化を、市内の中学校の子どもに一律に適用すべきである。

《質問の要旨》

（１）県立特別支援学校中学部の生徒の給食費無償化をどのように実施するか。人数・給付の方法、給付の総額について説明されたい。

（２）県立中学校に就学する生徒に、市立中学校の給食費相当分を給付すべきであるがいかが。現在の人数、市立中学校の給食費相当分を給付した場合、給付額の試算はいくらか。

（３）市内に在住する中学生で、不登校やフリースクールの生徒に対して、学校給食費相当分を給付すべきであるがいかがか。人数、市立小中学校の給食費相当分を給付した場合、給付額の試算はいくらか。

（４）不登校やフリースクールの小学生にはどのように対応しているか。

（５）私立や国立の中学校に通う生徒の給食費についても支援を行うべきである。対象者の人数、市立中学校の給食費相当人を給付した場合の試算はいくらか。

【答弁原稿】

大項目４のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、（１）でございます。

県立特別支援学校中学部に在籍する生徒の人数については、４４名と把握しています。

給付方法につきましては、現在、制度設計を進めている段階ではございますが、各学校へ案内を送付し、保護者の皆様から申請手続きを行っていただくことを想定しております。

給付額につきましては、対象者が令和８年４月以降に学校へ納付した学校給食費の額から、特別支援教育就学奨励費の受給額を差し引いた額を想定しておりまして、総額で約１１０万円と見込んでおります。

次に、（２）でございます。

県立中学校に在籍する生徒の人数については、伊奈学園中学校の７名と把握しています。

学校給食費の支援につきましては、国が示す「学校給食費の抜本的な負担軽減」において、支援対象を「学校給食費」としており、学校給食を実施していない学校の弁当代等は対象外とされています。

こうした中、伊奈学園中学校の学校給食では、牛乳のみ提供されていることから、支援については、牛乳代相当分を考えております。

このため、対象人数７名に久喜市立の中学校における学校給食費相当額を乗じた総額は約５２万円となりますが、実際の支援対象額は、牛乳代相当額の約９万円と見込んでいるところでございます。

次に、（３）と（４）は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

国が示す「学校給食費の抜本的な負担軽減」におきましては、不登校やフリースクールに通う児童に対しても学校給食費相当額を給付できる旨が示されております。

これを受け、本市におきましても、小・中学校における不登校やフリースクールの児童生徒に対する給付を検討しているところでございまます。

なお、給付にあたっては、「事前に給食を停止する旨の届出を行っている」とともに、「恒常的に欠食している」などの要件が、国から示されております。

このようなことから、給付者数を予測することは困難でございます。

なお、仮に、１年間欠食した場合の給付額は、小学生で１人当たり約６万２千円、中学生で１人当たり約７万５千円となるものでございます。

次に、（５）でございます。

国が示す「学校給食費の抜本的な負担軽減」の趣旨は、保護者負担となっている学校給食費の負担軽減を通じて子育て支援に取り組む自治体を支援するものでありまして、私立及び国立の学校については、対象外とされています。

本市といたしましては、学校給食費の無償化に関して、国の方針に準じた運用を行っていることから、私立及び国立の学校に通う児童生徒に対する給食費相当額の支援につきましては、難しいと考えているところでございます。

なお、私立及び国立中学校に在籍している本市在住の生徒に支援した場合の試算といたしましては、約１６０名の生徒数に久喜市立の中学校における学校給食費相当額を乗じますと、総額は、約１，２００万円と見込んでおります。

イ　久喜市議会令和８年９月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件　　名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決 結果	
議案 第20号	令和7年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	令和8年9月1日 令和8年10月5日	認定	―
議案 第29号	令和8年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について	令和8年9月1日 令和8年10月5日	可決	令和8年8月定例会 教育長報告イ

ウ　久喜市立小・中・義務教育学校におけるカスタマー・ハラスメントの防止等に関する要項について

○久喜市立小・中・義務教育学校におけるカスタマー・ハラスメントの防止等に関する要項

令和８年９月３０日教育長決裁

（目的）

第１条　この要項は、久喜市立小・中・義務教育学校の教職員（以下「教職員」という。）の人格が尊重され、教職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保するとともに、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進することを目的として、カスタマー・ハラスメントの防止及びカスタマー・ハラスメントが生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において「カスタマー・ハラスメント」とは、教職員の職務に係る保護者等からの言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものにより、教職員が精神的若しくは身体的な苦痛を与えられ、教職員の人格若しくは尊厳が害され、又は教職員の勤務環境が害されることをいう。

（校長の責務）

第３条　校長は、教職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、カスタマー・ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、カスタマー・ハラスメントが生じた場合においては、組織として対応するための必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　校長は、カスタマー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査に協力その他カスタマー・ハラスメントが生じた場合の教職員の対応に起因して当該教職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならな

い。

（教職員の責務）

第４条　教職員は、その職務において、カスタマー・ハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

２　教職員は、次条第１項の教育長が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

３　教頭等は、カスタマー・ハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じるとともに、カスタマー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が教職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（教職員の認識すべき事項）

第５条　教育長は、カスタマー・ハラスメントに関する問題等に適切に対応するために教職員が認識すべき事項について定めるものとする。

２　校長は、教職員に対し、前項の教育長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。

（研修の実施）

第６条　校長は、カスタマー・ハラスメントの防止及びカスタマー・ハラスメントが生じた場合の対応（以下「カスタマー・ハラスメントの防止等」という。）のため、教職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

２　校長は、カスタマー・ハラスメントの防止等のため、教職員に対し、研修を実施するものとする。

（カスタマー・ハラスメント防止推進員の設置）

第７条　校長は、教職員の中からカスタマー・ハラスメント防止推進員（以下「カスハラ防止推進員」という。）を２名指

名し、所属内におけるカスタマー・ハラスメント防止対策等を講じるものとする。

２　カスハラ防止推進員は、第５条第１項及び第９条第１項の教育長が定める事項を踏まえ、カスタマー・ハラスメントの防止等に関する教職員への意識啓発を図るとともに、苦情相談に対応するものとする。

３　校長は、カスハラ防止推進員と連携を図りながら、第５条第１項及び第９条第１項の 教育長が定める事項を踏まえ、所属教職員へのカスタマー・ハラスメントの防止等に関する研修等の実施及び所属教職員からの苦情相談に真摯かつ迅速に対応するものとする。

（苦情相談への対応）

第８条　校長は、苦情相談が教職員からなされた場合に対応するため、カスハラ防止推進員、管理職等からなる委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な措置を講ずるものとする。

２　校長は、教職員から苦情相談がなされた場合、必要に応じて久喜市教育委員会の担当者に対して、スクールロイヤーの活用について相談することができる。

３　苦情相談を受ける委員会は、苦情相談に係る問題の事実関係の詳細な確認を行うとともに、相談を行った教職員に対する助言等により、当該問題に迅速かつ適切に対応するように努めるものとする。この場合において、委員会は、次条第１項の教育長が定める事項に十分留意しなければならない。

４　教育長は、教職員が所轄外の学校に勤務する職員からカスタマー・ハラスメントを生じさせる言動を受けたとされる場合には、当該職員に係る他服務監督者の長に対し、当該職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該職員に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

（苦情相談に関する事項）

第９条　教育長は、委員会がカスタマー・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項を定めるもの

とする。
２　校長は、委員会に対し、前項の事項の周知徹底を図るものとする。

（懲戒処分等）
第10条　教育長又はその命を受けたものは、教職員のカスタマー・ハラスメントの態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該教職員に対し、懲戒処分等必要な措置を講じるものとする。

（その他）
第11条　この要項に定めるもののほか、カスタマー・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則
この要項は、令和８年１０月１日から施行する。

「久喜市立小・中・義務教育学校におけるカスタマー・ハラスメントの防止等に関する要項」の運用について

令和８年９月３０日久教指第２５１５号
教育長通知

第１条（目的）関係

「教職員」には、非常勤職員、会計年度任用職員及び派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年７月５日法律第 88 号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。）を含む。

第２条（定義）関係

1 「教職員の職務に係る保護者等」とは、対面であるか否かにかかわらず、教職員が従事する職務（児童、生徒への学校生活に関する指導、校務等）に関し当該教職員に関わる全ての者（保護者、地域住民、その他学校関係者等）をいう。ただし、久喜市教育委員会、教育機関及び久喜市立小・中・義務教育学校の教職員は、原則として含まないものとする。

2 「教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超える」言動とは、社会通念に照らし、保護者等の言動の内容が教職員の従事する校務・教育活動の内容からして相当性を欠くもの又は手段や態様が相当でないものをいう。なお、このような言動に該当するか否かは、次に掲げる事項に留意した上で、具体的な状況（言動の目的、当該言動を受けた教職員の問題行動の有無並びにその内容及び程度その他当該言動が行われた経緯及びその状況、教育活動の内容及び性質、当該言動の態様、頻度及び継続性、教職員の属性及び心身の状況、当該言動の行為者との関係性等）を踏まえて総合的に判断するものとする。

⑴ 「言動の内容」又は「手段や態様」の一方のみが社会通念上許容される範囲を超える場合でも該当することがあり得ること。

⑵ 学校又は教職員の側の不適切な対応や説明不足が当該言動の原因や背景となっている場合もあること。

3 保護者等からの要望、苦情の全てがカスタマー・ハラスメントに該当するわけではなく、客観的に見て社会通念上許容される範囲で行われたものは、カスタマー・ハラスメントには当たらない。

4 「精神的若しくは身体的な苦痛を与えられ、教職員の人格若しくは尊厳が害され、又は教職員の勤務環境が害される」の判断に当たっては、言動の頻度や継続性を考慮するが、強い精神的又は身体的苦痛を与える態様の言動である場合には、１回の言動であっても該当し得ることに留意するものとする。

5 カスタマー・ハラスメントには、対面で行われるもののみならず、電話、書面、連絡帳、ＳＮＳ等のインターネット上において行われるものも含まれる。

第３条（校長の責務）関係

１　校長の責務には、次に掲げるものが含まれる。

⑴ カスタマー・ハラスメントには組織として毅然とした態度で対応し、教職員を保護する旨の方針等を明確化し、教職員に周知・啓発すること。

⑵ カスタマー・ハラスメントに関する苦情相談があった場合に、その内容に応じて、迅速かつ適切な解決を図ること。

⑶ カスタマー・ハラスメントが生じた場合には、再発防止に向けた適切な措置を講ずること。

⑷ カスタマー・ハラスメントを生じさせる言動の抑止のための措置として、教職員に対し過度な要求を繰り返すなど特に悪質と考えられるものへの学校としての対処方針をあらかじめ確認・準備し、教職員に周知するとともに、当該方針において定めた対処を行うことができる体制を整備すること。

⑸ 教職員に対して、カスタマー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他カスタマー・ハラスメントが生じた場合の教職員の対応に起因して当該教職員が職場において不利益を受けないことを周知すること。

２ 第２項の「不利益」には、勤務条件に関する不利益（昇任、配置換等の任用上の取り扱い、昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関する不利益をいう。）のほか、同僚等から受ける誹謗や中傷などその他の不利益が含まれる。

第４条（教職員の責務）関係

１ 第３項の「必要な措置」には、カスタマー・ハラスメントが生じた場合において、教頭の管理監督者がその場で事実関係を確認したり対処したりすること及び管理監督者が事案の内容や状況に応じて適切に対応をさせることが含まれる。

２ 第３項の「苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処」することとは、自らの権限を行使し得る範囲において、苦情相談を受け、これに迅速かつ適切に対処することをいう。この場合において、必要に応じてカスハラ防止推進員、管理職等からなる委員会（以下「委員会」という。）や市長部局関係各課との連携をとるものとする。

第５条（職員の認識すべき事項）関係

教育長が定める事項は別紙１のとおりとする。

第６条（研修の実施）関係

１ 校長は、教職員への一般的な研修のほか、カスハラ防止推進員等への専門的な研修を行うものとする。

２ 「教職員の意識の啓発及び知識の向上」を図る方法としては、冊子等の啓発資料の配布、校内情報共有サイトへの掲載、教職員の意識調査の実施等が挙げられる。

第７条（カスタマー・ハラスメント防止推進員の設置）関係

1 カスハラ防止推進員は、男女各１名とする。ただし、職場の実情によりこれによりがたい場合は、この限りではない。

2 カスハラ防止推進員の指定に当たっては、教職員の意見を踏まえながら指定するものとする。

第８条（苦情相談への対応）関係

1 苦情相談に係る対応手順、委員会は別紙２のとおりとする。

2 苦情相談は、カスタマー・ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のようなものも含まれる。

⑴ 他の教職員についてカスタマー・ハラスメントが生じているのを見た教職員からの相談

⑵ 部下等からカスタマー・ハラスメントに関する相談を受けた校長等からの相談

⑶ 他の教職員から、カスタマー・ハラスメントを生じさせる言動をしている旨の指摘を受けた教職員からの相談

3 校長は、カスハラ防止推進員が、責任を持って苦情相談に対応することができるよう、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、推進員に対する研修を実施するものとする。

第９条（苦情相談に関する事項）関係

教育長が定める事項は別紙３のとおりとする。

第 10 条（懲戒処分等）関係

「懲戒処分等必要な措置」とは、地方公務員法第 29 条第１項の懲戒処分又は訓告、注意その他人事管理上必要な措置をいう。

別紙１
カスタマー・ハラスメントに関する問題等に適切に対応するために教職員が認識すべき事項について
（要項第５条第１項の規定により教育長が定める事項）

１　カスタマー・ハラスメントになり得る具体的行為
　カスタマー・ハラスメントになり得るものとして、例えば、次のようなものがある。
⑴　言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの
ア　そもそも要求に理由がない又は学校教育・教育活動等と全く関係のない要求性的な要求や、職員のプライバシーに関わる不適切な要求・詮索をすること。
イ　対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
　法令に反する不適切な処理を強要すること。また、特定の児童生徒のみを過剰に優遇するような要求、校則や指導方針の不合理な即時変更を強要すること。

⑵　手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの
ア　身体的な攻撃（暴行、傷害等）
①　殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。
②　物を投げつけること。
③　わざとぶつかること。
④　つばを吐きかけること。

イ　精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
①　児童生徒や教職員に危害を加えることをほのめかす発言やＳＮＳ等のインターネット上へ悪評を投稿することをほのめかす発言によって教職員を脅すこと。
②　ＳＮＳ等のインターネット上へ教職員のプライバシーに係る情報の投稿等をすること。
③　教職員の人格を否定するような言動（教職員の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を含む。）を行うこと。
④　土下座を強要すること。
⑤　盗撮や無断での撮影をすること。
⑥　教職員の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該教職員の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該教職員が開示することを強要する若しくは禁止すること。

ウ　威圧的な言動
①　大きな声をあげて教職員や周囲を威圧すること。
②　反社会的な言動を行うこと。

エ　継続的、執拗な言動
①　同様の苦情や質問を執拗に繰り返すこと。

② 当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをすること。
③ 同様の電子メール等を執拗に繰り返し送り付けること。
④ 深夜・早朝に頻繁に連絡をすること。

オ 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）
長時間にわたる居座りや電話で教職員を拘束すること。

（注）⑴及び⑵のものに該当しなければカスタマー・ハラスメントとならないという趣旨に理解されてはならない。

2 対処の内容

カスタマー・ハラスメントが生じた際の対処の内容の例としては、次のようなものがある。ただし、これらはあくまで例示であって、事案の内容や状況に応じて適切に対処する必要がある。

⑴ 教職員からカスハラ防止推進員や管理職等に直ちに報告し、学校としての対応の方針について校長の指示を仰ぐこと。
⑵ 可能な限り教職員を一人で対応させないこと。また、必要に応じて当該教職員に代わってカスハラ防止推進員等が対応すること。
⑶ 必要に応じて、保護者等とのやり取りを録音・録画すること。なお、録音・録画に当たっては個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）等を遵守し、保護者等の個人情報を適切に取り扱うこと。
⑷ 教職員から十分な説明を行った上で、なお繰り返しの要求が続く場合には、一定の時間の経過をもって退去を求めたり、電話を切ったりすること。
⑸ 暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察へ通報すること。
⑹ 現場対応が困難な場合においては、速やかに久喜市教育委員会指導課教職員係へ情報共有を行い、指示を仰ぐこと。
（連絡先）久喜市教育委員会指導課 教職員係 0480-58-1111
⑺ 法的な手続が必要な場合には、久喜市教育委員会指導課教職員係へ情報共有を行い、弁護士へ相談すること。

3 特に悪質と考えられるものへの対処の内容

教職員に対し過度な要求を繰り返すなど特に悪質と考えられるカスタマー・ハラスメントが生じた際の対処の内容の例としては、次のようなものがある。ただし、これらはあくまで例示であって、業務の特性等により必要な対応が異なる場合があることに留意しつつ、それぞれの状況に応じて適切に対処する必要がある。

⑴ 暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察へ通報すること。
⑵ 行為者に対して警告文を発出すること。
⑶ 行為者に対して校内や敷地内等への出入りを禁止すること。
⑷ 民事保全法（平成元年法律第９１号）に基づく仮処分命令を申し立てること。

4　留意事項

教職員は、カスタマー・ハラスメントに関する次の事項について留意しなければならない。

⑴　保護者等との日ごろからの信頼関係の構築が大切であり、自分自身の言動について、個々の児童生徒や保護者の状況に応じて、どうしたら効果的に指導や助言が伝わるのか、日常的に意識して対応していくこと

⑵　カスタマー・ハラスメントは、保護者等とのコミュニケーションの不足や初期対応の遅れが原因や背景となって生じることがあること。

⑶ 教職員が学校の指導方針や手続き等をよく理解し、保護者等への対応力の向上を図ることは、カスタマー・ハラスメントの被害者になることを防止する上で重要であること。

⑷ 保護者等の権利や、児童生徒等の生命や心身の健康に重大な影響が及ぶ場合等があることに留意して適切に対応する必要があること。

⑸ 障害者から教職員に対して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「障害者差別解消法」という。）で禁止されている不当な差別的取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明すること自体は、カスタマー・ハラスメントには当たらず、障害者差別解消法に基づき、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこと。また、同法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、保護者等との建設的対話を重ねるなど、事案に応じて適切に対応する必要があること。

5　関連事項

教職員は、その職務において、カスタマー・ハラスメントを生じさせる言動を行ってはならない。久喜市立小・中・義務教育学校の教職員が所轄外の職員に対して、カスタマー・ハラスメントを生じさせる言動を行うことがこれに該当する。

また、教職員以外の者に対しても、カスタマー･ハラスメントを生じさせる言動に類する言動を行ってはならないことを十分認識しなければならない。例えば、久喜市立小・中・義務教育学校の教職員が、業務の受託事業者等の就業者に対して、カスタマー･ハラスメントを生じさせる言動に類する言動を行うことがこれに該当する。

6　懲戒処分

教職員が、その職務において、カスタマー・ハラスメントを生じさせる言動を行ったとき又は教職員以外の者に対しカスタマー・ハラスメントを生じさせる言動に類する言動を行ったときは、信用失墜行為、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。

7　カスタマー・ハラスメントが生じた場合において職員に望まれる事項

カスタマー・ハラスメントが生じた場合には、その被害を深刻にしないために、問題を自分一人で抱え込まずに、カスタマー・ハラスメントが生じている状況について、管

理職等に相談するなどの方法をとることをためらわないことや、各学校内において解決することが困難な場合には、市長部局関係各課やスクールロイヤー等に相談する方法を考えることが大切である。

8　健康相談の活用

カスタマー・ハラスメントは、心身の不調をきたす要因の一つともなり得るため、必要に応じて以下のメンタルヘルス相談を活用すること。

＜予約の必要がないもの＞

・教職員電話健康相談２４（公立学校共済組合事業）　0800-777-8349
保健師等の専門家が２４時間フリーダイヤルで対応。

・Web 相談（公立学校共済組合事業）
メンタルヘルスに関する相談を 24 時間受付。
https://www.mh-c.jp/
ログイン番号は福利のしおり参照。

・LINE 相談（公立学校共済組合事業）
公認心理師・臨床心理士等に LINE で相談可能。
福利のしおり掲載の QR コードから利用。

＜相談先に直接予約を入れるもの＞

・教職員メンタルヘルス相談（公立学校共済組合事業）
専門医や公認心理士、臨床心理士等によるカウンセリング（県内１０か所の医療機関への直接連絡）

・電話・面談メンタルヘルス相談（公立学校共済組合事業）　0800-700-5680
心理カウンセラー、臨床心理士によるカウンセリング

・関東中央病院のメンタルヘルス相談（公立学校共済組合事業）　03-3429-1510
臨床心理士が医師と連携し、対面又はオンラインでの相談を実施。

※　最新の情報については、「福利のしおり」を参照すること。
※　公立学校共済組合事業は公立学校共済組合員が対象である。

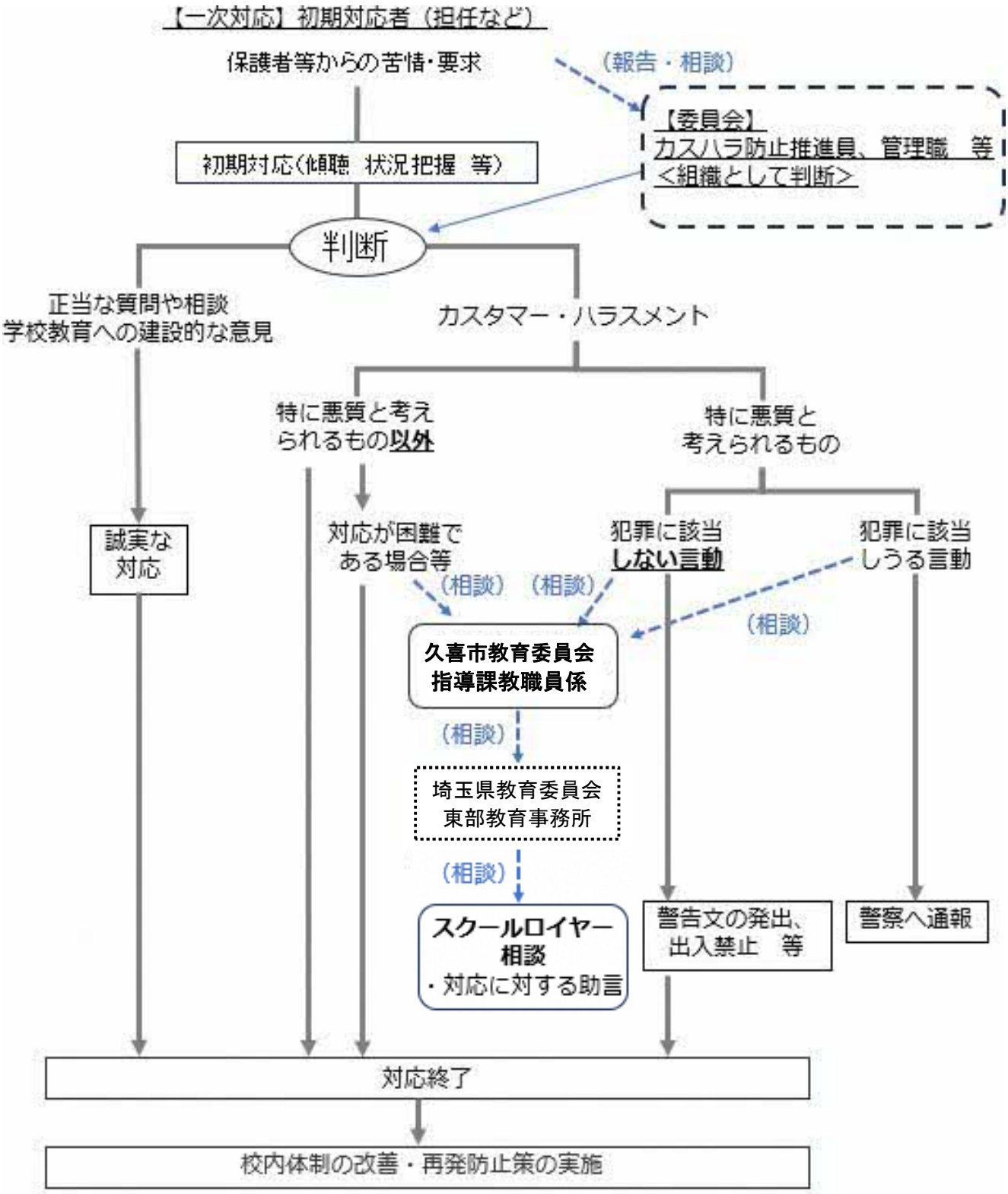
9　その他の苦情相談について

教職員からの苦情相談
久喜市教育委員会指導課 教職員係　0480-58-1111（内線354～356）

別紙２

カスタマー・ハラスメントの苦情相談に係る対応手順及び苦情相談窓口

（要項第８条第１項の規定する苦情相談に係る対応手順）



別紙３

カスタマー・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について（要項第９条第１項の規定により教育長が定める事項）

1　基本的な心構え

教職員からの苦情相談に対応するに当たっては、委員会は次の事項に留意する必要がある。

⑴ 被害者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと。

⑵ 事態を悪化させないよう可能な限り迅速な対応を心がけること。

⑶ 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

2　苦情相談の事務の進め方

⑴　相談者から苦情相談を受ける際に留意すべき事項

相談者から事実関係等を聴取するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

ア　相談者の求めるものを把握すること。

将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応を求めるものであるのか、又は過去にあった言動により発生した被害への対処等を求めるものであるのかについて把握する。

イ　対応の緊急性の有無を把握すること。

相談者の心身の状態等に鑑み、苦情相談への対応に当たりどの程度の緊急性があるのかを把握する。

ウ　相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴くこと。

特に相談者が被害者本人の場合、カスタマー・ハラスメントに係る言動を受けた心理的な影響から必ずしも理路整然と話すとは限らない。むしろ脱線することも十分想定されるが、事実関係を把握することは極めて重要であるので、忍耐強く聴くよう努める。また、相談員自身の評価を差し挟むことはせず、相談者の心情に配慮し、その主張等を丁寧に聴き、相談者が認識する事実関係を把握することが必要である。

エ　具体的な心構えとしては次の点に留意すること。

①　相談者から無理に聞き出すことがないよう、相談者のペースを大切にする。

②　自身の価値観は脇に置き、相談者の考えを尊重し、結論を急がない。

③　耳で「聞く」のではなく、共感を示しながら心で「聴く」こと。ただし、事態を客観的に見ていく立場は持ち続ける。

オ　事実関係については、次の事項を中心に整理して把握すること。

①　当事者（カスタマー・ハラスメントの被害者及び行為者とされる者）間の関係

②　いつ、どこで、どのように行われたか。

③　相談者は、行為者とされる者にどういう対応をとったか。

④　相談者の対応を受け、行為者とされる者はどうしたか。

⑤　校長やカスハラ防止推進員等に対する相談を行っているか。

⑥　当事者のみが知り得るものか、目撃者はいるのか。

カ　聴取した事実関係等を相談者に確認すること。

聞き間違えの修正並びに聞き漏らした事項及び言い忘れた事項の補充ができるので、聴取事項を書面で示したり、復唱したりするなどして相談者に確認する。

キ　聴取した事実関係等については、必ず記録して保存しておくとともに、当該記録を厳重に管理すること。

⑵　周囲の教職員からの事実関係等の聴取等

事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、周囲の教職員から事実関係等を聴取したり、録音・録画等の客観的な証拠を確認したりする等の措置を講ずることも必要である。

この場合、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応するとともに、録音・録画等の客観的な証拠を確認するに当たっては、個人情報保護法等を遵守し、保護者等の個人情報を適切に取り扱う。

⑶　行為者とされる者からの事実関係等の聴取

必要かつ可能な場合には行為者とされる者からも事実関係を聴取することが考えられる。

⑷　相談者に対する説明

苦情相談に関し、具体的にとられた対応については、相談者に説明する。